

**畠地化促進事業に係る要望調査表の記載要領
(産地づくりに向けた体制構築支援、土地改良区決済金等支援)**

【別紙様式2-1】産地づくりに向けた体制構築支援要望調査表

- 1 「対象経費合計」は円単位で記入してください。
- 2 「ブロックローテーションに向けた話し合いに係る経費」、「畠地化に向けた話し合いに係る経費」及び「その他（左記以外の取組に係る経費）」の実施有無の欄には、それぞれ実施を予定している場合は「○」を記入してください。
- 3 「ブロックローテーションに向けた話し合いに係る経費」、「畠地化に向けた話し合いに係る経費」及び「その他（左記以外の取組に係る経費）」の金額の欄は、円単位で記入してください。要望調査時点で金額が不明な場合は、「-」としてください。

【別紙様式2-2】土地改良区決済金等支援要望調査表

- 1 本表は、畠地化する農地のうち、土地改良区からの地区除外または賦課状況の変更を予定する農地について記入してください。記入にあたっては、地域農業再生協議会及び土地改良区において、適宜、情報共有を図りつつ、土地改良区ごとに作成してください。
※「畠地化」は、水田活用の直接支払交付金における交付対象水田から外し、生産性の向上や収益力の向上に向け、畠作物の本作化を行う取組を指します。（登記上の地目の変更を求めるものではありません。なお、本事業を活用する場合、土地原簿及び賦課台帳については、適切な記載が必要となります。）
- 2 まず、地域農業再生協議会は、土地改良区ごとに、畠地化を希望する農地について「県名」、「協議会名」、「対象地所在（地番まで記入）」、「経営所得安定対策等の交付申請者管理コード（18桁）」、「氏名」（畠地化支援の申請者の氏名）及び「畠地化見込面積」（m²（平方メートル）単位）を記入してください。
※「畠地化見込面積」については、令和8年6月1日までに交付要件の確認が取れる面積をご報告ください。
- 3 地域農業再生協議会は、2まで記入した本表を、関係土地改良区に対し、可能な限りデータで提供してください。
- 4 次に、土地改良区は、地域農業再生協議会ごとに、3で受領したデータにおいて、「改良区名」、「種別」、「単価」及び「算定方法」を記入してください。
 - (1)「種別」は、畠地化に伴い地区除外決済金を徴収する場合は「決済金」欄に「○」をプルダウンで選択し、畠地化協力金を徴収する場合は「協力金」欄に「○」を選択してください。
 - (2)「単価」(10アール当たり金額（円単位）)は、以下の方法により算定の上、記入してください。
 - ① 地区除外決済金の徴収を予定している場合
 - ア 土地改良区地区除外処理規程（以下「地区除外規程」といいます。）を定めている場合
定款、地区除外規程及びその他諸規程に基づく決済金の単価を記入してください

さい。

イ 地区除外規程を定めていない場合

「土地改良区の地区除外等の取扱いについて」(令和5年2月14日付け4農振第2224号－1農林水産省農村振興局長通知)で示す決済金算定基準に基づき決済金の仮単価を算定し、この仮単価を記入してください。

② 畑地化協力金の徴収を予定している場合

ア 土地改良区畑地化協力金徴収規程（以下「協力金規程」といいます。）を定めている場合

定款、協力金規程及びその他諸規程に基づく協力金の単価を記入してください。

イ 協力金規程を定めていない場合

「水田の畑地化に伴う土地改良区の受益地の取扱いについて」(令和5年2月14日付け4農振第2225号－1農林水産省農村振興局長通知)で示す畑地化協力金算定基準に基づき協力金の仮単価を算定し、この仮単価を記入してください。

(3) 「算定方法」は、4(2)により「単価」を算定する際に、「4(2)に示すどの方法（①ア、①イ、②ア、②イ）により算定したか」をプルダウンから選択してください。

(4) 「地区除外決済金」及び「畑地化協力金」のうち「金額」は「単価×畑地化見込面積」により算定しますが、Excelにより自動計算されるため、記入は不要です。「面積」についても、「畑地化見込面積」が自動で反映されるため、記入は不要です。

なお、本様式を印刷して用いるときは、該当欄に金額と面積を手書きで記入してください。

5 土地改良区は、4の記入を終えたのち、記入済みの本表を2のデータ提供元である地域農業再生協議会へ可能な限りデータで提供してください。